

# 居住支援法人になるには？

- 1  
• 申請前の事前相談（県庁住宅政策課）

- 2  
• 支援法人の事業計画等の策定

- 3  
• 申請書提出

- 4  
• 審査（県庁住宅政策課）

- 5  
• 居住支援法人登録および県のHPに公示

## 申請に要する書類

- 支援業務の実施に関する計画書
- 法人の定款、貸借対照表や財産目録
- 法人や職員の活動実績が確認できる書類 等

## 主な審査のポイント

- 支援業務の具体的な内容や実施体制等が適切か
- 債務超過でないなど、法人の財務状況が健全か
- 居住支援に関する実績を概ね1年程度有しているか
- 実務経験を有する職員が支援業務に関与して活動する計画となっているか
- 法人の定款等において、支援業務を行うために必要な記載があるか
- 法人内で、支援業務以外の業務を行う組織と分離できているか 等